

財務省告示第七十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成十九年四月十日に発行した利付国債の発行条  
件等を次のとおり告示する。  
平成十九年五月十日

財務大臣 尾身 幸次

- 一 名称及び記号  
（第十一回）  
利付国庫債券（物価連動・十年）
- 二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び附則第七十六条第一項
- 三 振替法の適用等  
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法  
利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第非価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の方法  
各申込みのうち応募利回りの低い

イ 利回り競争

		七 イ 払 込 金 額						六 イ 発 行				口												
者 ・ 第	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発	争 利 回 り 競	行 争 入 札 発	非 価 格 競	者 ・ 第	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発	争 利 回 り 競	行 争 入 札 発	非 価 格 競	者 ・ 第	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発							
	四 十 六 億 六 千 九 百 四 十 五 万 円		万 四 千 九 百 六 十 四 億 五 千 百 九 十 五			で 四 十 七 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	万 円	面 金 額 で 六 億 五 千 四 百 十 五	行 した 利 付 国 債 に つ いて は 、 額	十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額	五 百 七 十 五 万 円	額 面 金 額 で 三 千 九 百 十 億 七 千	発 行 した 利 付 国 債 に つ いて は 、 額	四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額	う ち 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第		込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応	り 当 て る 。	い もの から その 応 募 額 を 順 次 割

	十四	十三	十二	十一	十	九	八
	方額想額想発	額定元金	発	利	発	振	最
	法の計算	元金	行日	率	行価日	替単位	低額面金
			の				争非
							入札格
							競

十 額面金額百円につき九十九円三  
 十 平成十九年四月十日  
 す。の整数倍の金額によるものと  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の記法の規定による振替口座簿  
 振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金

監 監 監 の 監 監 × 0.996  
 監 監 監 の 監 監 × 0.996

各子支払期及び償還期限にお  
 ける想定元金額は、各利子支  
 期及び償還期限の属する月の三  
 月前及び償還期物の指針（総務省  
 が小売物の価格統計（指定統計第  
 十号）の作成するための調査結果に  
 基づき作成する全国消費者物価  
 指数のうち生鮮食品を除く総合  
 指数をいう。以下同じ。）を百  
 一で除して得た数（小数点以下  
 第三位未満の端数があるとき  
 は、これを四捨五入したもの。）  
 に額面金額を乗じて得た額とす  
 る。ただし、消費者物価指数の  
 基準改定が行われ、改定後の基

十五  
の 経  
払 過  
込 利  
み 子

標準に基づく消費者物価指数が公  
定さられた場合、各利子支払期及  
び償還期限における想定元金額  
は、償還期間大臣が定める方法  
により算出される数（小数点以下  
三位未満の端数があるときは、  
これを四捨五入したもの。）に額  
面金額を乗じて得た額とする。  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に追加を第二十二号に  
り算出した金額を第二十二号に  
規定する期日に払い込むものと  
する。

$$\frac{31}{365} \times \frac{額面金額の総額 \times 0.996 \times \frac{1.2}{100}}{1.2}$$

十六  
初 期  
利 子

平成十九年九月十日を支払期と  
し、次の算式により算出した金  
額を支払う。ただし、支払期が  
銀行休業日に当たるときは、そ  
の翌営業日に支払う（以下、次  
号及び第十八号において規定す  
る期日について同じ。）。

$$\frac{第十四号の規定により算出された  
支払期における想定元金額 \times \frac{1.2}{100}}{\frac{1}{2}}$$

十七  
第 二 期 以

毎年三月十日及び九月十日を支

後の利子

払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

支払うべき元金

$$\times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

平成二十九年三月十日

償還期限

第十四号の規定により算出された償還金額

元金支

日本銀行

に於ける想定元金額

入札参加

財務大臣から通知を受けた者

払込期日

平成十九年四月十日